

## 昭和30年国勢調査の概要

### 調査の期日

昭和30年国勢調査は、昭和30年10月1日午前0時現在によって行われた。

### 調査の根拠法令

統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項ただし書の規定に基づいて行われた。調査の実施に際しては、統計法に基づき昭和30年国勢調査令(昭和30年政令第72号)および関係告示ならびに昭和30年国勢調査施行心得(昭和30年総理府訓令第4号)が制定された。

### 調査の地域

昭和30年国勢調査は、調査の期日現在においてわが国の行政権がおよんでいる全地域について行われた。したがって、つぎに掲げる諸島については調査を行わなかった。

- 1 色丹島、水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島および多楽島
- 2 婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- 3 沖の鳥島および南鳥島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

昭和30年国勢調査の調査の地域を前回の昭和25年国勢調査のそれと比較すると、今回は、昭和26年12月5日にわが国に復帰した吐噶喇列島(鹿児島県大島郡十島村、昭和27年5月1日現在の人口2968、面積87.54平方軒)および昭和28年12月25日に復帰した奄美群島(鹿児島県名瀬市および大島郡の三島村および十島村を除く町村、昭和29年3月1日現在の人口201132、面積1292.38平方軒)の地域が追加されている。

### 調査の対象

昭和30年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口であって、これをそれぞれその地域に帰属せしめたものである。ここで、「常住している」人とは、当該世帯に3カ月以上住んでいるか、あるいは3カ月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一

般の定義とは取扱いを区別し、つぎのようにそれぞれ調査される場所の所在する市町村の人口とした。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校、同法第88条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人については、居住期間の如何をとわず通学のために宿泊している場所(たとえば自宅、下宿先、寄宿舍等)で調査した。
- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3カ月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外は3カ月以上入院のみこみの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、その船舶が調査時後3日以内に本邦の港湾に入った場合に限る。)
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく地方総監部の所在する場所で調査した。
- 5 監獄の在監者(刑事被告人を除く。)または少年院の在院者は、すべてその監獄または少年院で調査した。
- 6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は調査から除外された。

- 1 アメリカ合衆国および国際連合の軍隊の構成員および軍属ならびにそれらの家族
- 2 外国政府または国際機関の公務を帯びて本邦に駐在する者およびこれに随伴する者ならびにそれらの家族

### 調査の事項

昭和30年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査を行った。

- 1 世帯の種類
- 2 住居の種類、住居の種類が住宅である世帯についてその所有の関係および居住室の世数
- 3 世帯員の氏名
- 4 世帯員の世帯主との続柄その他世帯における他位
- 5 世帯員の男女の別

- 6 世帯員の出生の年月日
- 7 世帯員の配偶の関係
- 8 世帯員の国籍
- 9 昭和16年末までに生れた世帯員について、昭和30年9月24日から同月30日までの7日間における就業状態、所属の事業所の名称、所在地および事業の種類、職業の種類ならびに従業上の地位

## 調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣—都道府県知事—市町村長の指揮系統を通じて行われた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全域にわたって調査区が設定され、調査区ごとに地図が作成された。調査区は一般の場合、1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は一般調査区365,954、特別調査区25,637である。

実地の調査には、昭和30年国勢調査のためとくに任命された377,578人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査票の内容検査などのために16,147人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受持ち、9月24日から30日までの間に準備調査を行い、10月1日から3日までの間に実地調査を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に10人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成され、調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員について、前述の調査事項のうち3から8までの事項を記入して申告し（自計申告）、その他の事項（1, 2および9）は、国勢調査員が質問して記入（他計申告）する方式によった。

なお、自衛隊地域および矯正施設の調査は、国勢調査特別調査票（連記票）を用いて行われた。

## 集計および結果の公表

昭和30年国勢調査による最初の結果数字として、男女別人口および世帯概数を昭和30年12月6日に公表し、同月12日に「全国都道府県郡市区町村別世帯および人口概数」を刊行した。

確定人口は、全国から統計局に進達された調査票によって集計を行い、昭和31年1月31日、2月22日および2月25日の3回に分けて逐次官報により公表し、また同年3月には「全国都道府県郡市区町村別人口（確定数）」を刊行した。「昭和30年国勢調査報告、第一巻」は、この確定人口のほか市町村別の面数、市町村別人口の昭和25年との比較等を集録し、正規の報告書として編集したものである。

1%抽出集計は、調査票100枚ごとに1枚の割合で抽出した調査票を用いて集計した。この集計は全調査事項について行われ、全国、市部、郡部については細かい分類区分による結果を、都道府県および六大都市についてはやや集約した分類区分による結果を表章した。この集計は昭和31年11月に完了し、その結果は昭和31年10月～12月にわたり逐次「昭和30年国勢調査1%抽出集計による結果速報」（全国9分冊、都道府県および六大都市52分冊）として刊行した。「昭和30年国勢調査報告、第二巻」（3分冊）は、速報によって公表した1%抽出集計結果を正規の報告書として編集したものである。

全数集計は、全調査票によって集計を行い、集計結果は、全国、都道府県別に詳細な事項を表章するほか市町村別に全調査事項にわたる主要事項を表章した。集計は都道府県ごとに行い、昭和34年3月に完了し、その結果を報告書第五巻として各都道府県毎に46冊に分冊し、昭和34年6月までに逐次刊行した。

全国に関する全数集計の結果は、本書すなわち「第三巻その一」に男女の別、年齢、配偶関係、国籍、世帯および住宅に関する結果を収載し、「第三巻その二」においては労働力状態、産業、職業および従業上の地位に関する結果を集録刊行する。

以上のほか、従業地に関する結果を「第四巻」として公表し、国勢調査結果の分析編として「第六巻最終報告書」を刊行する予定であり、また付録として「日本人口地図」を逐次刊行している。

なお、1%抽出集計および全数集計の集計事項は、第一巻4頁および5頁の表1および表2に記載したからこれを参照されたい。

## 用語の解説

### 年 令

年齢は、調査期日（10月1日）現在による満年齢である。

### 配偶関係

配偶関係は、届出の如何によらず、実際の状態により、

つぎのように区分した。したがって、たとえば有配偶には内縁関係にある人も含まれる。

未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	現在妻または夫のある人
死別	妻または夫と死別として独身の人
離別	妻または夫と離別して独身の人

なお、配偶関係の集計は満15才以上について行った。

国籍

二つ以上の国籍がある人の国籍は、日本と日本以外の国籍をもつ場合は日本とし、外国の二つ以上の国籍をもつ場合は、最初に記入された国籍によつた。無国籍者は「その他」に含めた。

世帯の種類

世帯は、つぎの二種に区分した。

**普通世帯**—住居と生計をともにしている人の集り（「2人以上の普通世帯」）または独立して住居を維持する単身者（「1人の普通世帯」）をいう。住居と生計をともにしている家族のほか、単身の住込の雇人や、間代・食費などを支払っていない同居人・間借人などがあれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。独立して住居を維持する単身者というものは、1人で1戸を構えているといわれる場合であつて、その持家または借り受けている1戸の家屋に1人で独立の生計を営んでいる場合のことである。

**準世帯**—普通世帯を構成する人以外で、(1) 普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者（「1人の準世帯」）またはその集り、(2) 一つの住居に住みそれぞれ独立に生計を維持している単身者だけの集りをいう。(1) は普通世帯の住居に間代・食費などを支払つて間借りしている単身者で、その人が1人であればその人だけを「1人の準世帯」とし、2人以上であればまとめて一つの準世帯とした。(2) は寄宿舍・下宿屋などに住んでいる単身者の場合で、これをまとめて一つの準世帯とした。

住居の種類

住居は、つぎの四種に区分した。

**住宅**—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、または改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住居もこれに含まれる。

**寄宿舍**—学生、労働者などの生計をともにしない人の集りが居住するために建てられまたは改造された建物で、営業用でないものをいう。

**下宿屋**—学生、労働者などの生計をともにしない人の集りが居住するために建てられまたは改造された建物で、営業用のものをいう。

**その他**—住宅、寄宿舍および下宿屋以外のすべての住居をいう。会社、工場、事務所、倉庫、収容施設などや

これらに付属する小使室、宿直室なども住宅に改造されたものでない限りこれに含まれる。また、仮小屋、ごう舎、その他臨時応急的なバラック建もすべてこれに含まれる。

**非住宅**—住宅以外の建物すなわち「寄宿舍」、「下宿屋」または「その他」にあたる建物の総称である。

住宅の所有の関係

所有の関係は、住宅に住む世帯についてのみつぎの四種に区分した。

**持家**—その住宅に居住する世帯が所有する住宅をいう。この場合、かならずしも登記の有無をとわず、また、分割払で建築または購入した住宅で、まだ支払が完了していない場合も含まれる。

**借家**—その住宅に居住する世帯が借りている住宅で、つぎに述べる給与住宅に該当しないものをいう。この場合家賃の支払の如何をとわない。

**給与住宅**—会社、団体、官公庁などが所有または管理して、その職員または労働者を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払の如何をとわない。

**間借**—他の世帯の住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合をいう。

なお、二つ以上の世帯が一住宅を共同で借りている場合や全部が間借の形で居住している場合には、便宜上一つの世帯を借家とし、他を間借とした。したがって、特家、借家および給与住宅に住む世帯の数は、住宅戸数に相当する。

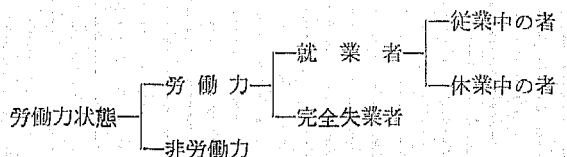
住宅の居住室の畳数

居住室の畳数は住宅に住む世帯についてのみ調査した。居住室とは居間、茶の間、寝室、客間、仏間、応接間、書斎、女中部屋など居住、就寝の用に供し得る部屋で、洋間、板の間など畳の敷いてない居住室は、1坪を2畳の割合で換算して畳数に含めた。

労働力状態

労働力状態および以下に述べる産業は、昭和16年末までに生れた人について、昭和30年9月24日から30日までの1週間（以下調査週間という。）の事実によって調査を行い、集計は昭和15年9月30日までに生れた人（満15才以上の人）についてのみこれを行った。

労働力状態の区分およびその内容はつぎのとおりである。



従業者の者一調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料その他形態の如何をとわず、収入になる仕事を少しでもした人をいう。したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて従業者の者に含まれる。

また、これら農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合には、無給であっても収入になる仕事をしたこととして従業者の者に含めた。

休業中の者一収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中少しも仕事をしなかった人をいう。たとえば、休暇をとって仕事を休んでいた人、悪天候や労働争議で仕事をしなかった人、病氣、家事、その他の個人的事情で仕事をできなかった人などがこれにあたる。ただし、これらの人のうち、雇用者などで仕事を休んだためこの1週間の賃金、給料などが全く支給されなかったような場合、および自分で事業を営んでいる人またはふだん無給で家業に従事している人が仕事を休んだ場合には、仕事を休みはじめてから30日にならない場合に限り、収入になる仕事をもってのこととして休業中の者に含めた。完全失業者一調査週間中、収入になる仕事を少しでもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが可能であって、かつ仕事を積極的に探していた人をいう。事業をはじめめるための資本の調達などに奔走していた人などもこれに含まれる。

非労働力一調査週間中、収入になる仕事を少しでもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるかまたは仕事を積極的に探さなかった人をいう。たとえば、病氣、老令などで働くことができない人、財産収入、恩給受給などで働く必要のない人、もっぱら家事や学業に従事していた人などで、収入になる仕事をもっておらず、かつ積極的に仕事を探していなかった人などがこれにあたる。

なお、この報告書で「労働力」とは、以上のうち「従業者の者」、「休業中の者」および「完全失業者」を総括したも

のをいい、「就業者」とは、「労働力」に含まれる人のうち「従業者の者」と「休業中の者」を合わせたものである。

産 業

産業は、従業者の者については、調査週間中その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休業中の者については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によって、その分類項目をきめた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。また、事業所が二種以上の事業を営んでいる場合には、おもな事業の種類をとった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号）に基づき、昭和30年国勢調査の結果表章に用いるためとくに作成したもので、12の大分類、38の中分類および121の小分類から構成されている。

分類の詳細については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和30年国勢調査産業分類 分類項目名、説明および内容例示（昭和30年10月刊）

昭和30年国勢調査 国および地方公共団体の産業分類 適用例（昭和30年10月刊）

昭和30年国勢調査産業分類 産業名索引（昭和30年10月刊）

昭和30年国勢調査に用いる産業・職業分類項目の解説（昭和30年7月刊）

地 域

この報告書の統計表の地域表章は、全国に関する結果については、市部・郡部に区分し、さらに市部を人口5万以上の市部および人口5万未満の市部に2区分した。都道府県に関する結果については、六大都市についての結果もあわせて掲げた。これらの地域区分は、すべて調査期日（昭和30年10月1日）現在の行政区域によっている。

なお、昭和25年10月2日から昭和30年10月1日までに、表1、表2および表3のとおり、行政区域の変更があったから、昭和25年国勢調査の結果と比較する際に注意されたい。

表1 昭和25年以降復帰した地域の人口

	(鹿児島県)奄美群島			吐噶喇列島 (鹿児島県) (大島郡十島村)
	総 数	名 瀬 市	大 島 郡 <sup>1)</sup>	
昭 昭 30 年 人 口	205 363	41 486	163 877	2 658
面 積 (平方軒)	1 292.38	127.14	1 165.24	2) 87.54
一 平 方 軒 当 り 人 口	158.9	326.3	140.6	30.4

1) 大島郡三島村および十島村を除く。 2) 横当島を含む。

表2 昭和25年以降の都道府県の境界変更

地 域	境界変更 (括弧内の人口は昭和25年人口)	昭和25年人口		昭和30年人口
		昭25.10.1の地域	昭30.10.1の地域	
埼 玉 県	昭29.5.1 埼玉県北足立郡戸田町の一部が東京都板橋区に編入 (人口異動なし)。	2 146 445	2 146 445	2 262 623
東 京 都		6 277 500	6 277 500	8 037 084
岐 阜 県	昭30.4.1 岐阜県恵那郡三濃村の一部(1 805)が愛知県東加茂郡旭村に編入。	1 544 538	1 542 733	1 583 605
愛 知 県		3 390 585	3 392 390	3 769 209
島 根 県	昭28.12.1 広島県比婆郡八銚村の一部(57)が島根県仁多郡八川村に編入。	912 551	912 608	929 066
広 島 県	昭28.12.1 島根県那賀郡波佐村の一部が広島県山形郡八幡村に編入 (人口異動なし)。	2 081 967	2 081 910	2 149 044
計	(1 862)	16 353 586	16 353 586	18 730 631

表3 昭和25年以降の六大都市の境界変更

地 域	廃置分合、境界変更 (各地域内の異動を除く。括弧内の人口は昭和25年人口。)	昭和25年人口		昭和30年人口
		昭和25.10.1の地域	昭和30.10.1の地域	
東京都の区部	昭29.5.1 埼玉県北足立郡戸田町の一部が板橋区に編入 (人口異動なし)。	5 385 071	5 385 071	6 969 104
横 浜 市	な し	951 189	951 189	1 143 687
名 古 屋 市	昭30.4.5 愛知県愛知郡天白村(12 699)、猪高村(7 550)を廃し、その区域を昭和区、千種区にそれぞれ編入。 昭30.10.1 愛知県海部郡南陽町(9 833)、富田町(11 201)、西春日井郡山田村(7 449)、楠村(4 045)を廃し、その区域を港区、中川区、西区、北区にそれぞれ編入。(計 52 777)	1 030 635	1 083 412	1 336 780
京 都 市	昭25.12.1 京都府乙訓郡久我村(1 257)、羽東師村(1 067)を廃し、その区域を伏見区に編入。 昭25.12.1 京都府乙訓郡大枝村(1 556)を廃し、その区域を右京区に編入。(計 3 880)	1 101 854	1 105 734	1 204 084
大 阪 市	昭30.4.3 大阪府中河内郡長吉村(6 757)、瓜破村(3 063)、矢田村(11 694)、加美村(15 547)、巽町(14 180)、北河内郡茨田町(7 973)を廃し、長吉村、瓜破村、矢田村、加美村の区域を東住吉区に、巽町を生野区に、茨田町を城東区にそれぞれ編入。(計 59 214)	1 956 136	2 015 350	2 547 316
神 戸 市	昭25.10.10 兵庫県武庫郡本庄村(13 538)、本山村(25 528)を廃し、その区域を東灘区に編入。 昭26.7.1 兵庫県有馬郡道場村(3 995)、八多村(3 144)、大沢村(2 002)を廃し、その区域を兵庫区に編入。(計 48 207)	765 435	813 642	979 305
計	(164 078)	11 190 320	11 354 398	14 180 276